

L P ガス自動車用燃料供給施設導入促進対策事業業務細則

(目的)

第1条 日本L P ガス協会（以下「協会」という。）が行うL P ガス自動車用の燃料供給施設の導入促進を図る事業は、L P ガス自動車用燃料供給施設導入促進対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定めるもののほか、この業務細則により、業務の適正かつ円滑な運営を図る。

(適用)

第2条 この業務細則で使用する用語は、特に定めのない限り業務方法書において使用する用語の例による。

(募集等)

第3条 協会は、業務方法書第6条に規定する補助事業の募集等については、予算の範囲内で一般に募集を行うものとし、募集方法、予算の配分及び受付期間等は、別に定める。

2 補助金申請の受付は、国からの補助金の交付決定通知を受理した日から行うものとする。

3 補助金の交付額合計が予算の範囲を超えた時点をもって、申請の受け付けを停止し、補助金の交付額合計が予算の範囲を超える恐れがあるときは、その旨を申請者に通知する。

(申請者)

第4条 業務方法書第7条に規定する申請者は、燃料供給施設を導入しようとする者であって所有者とする。

(補助金交付申請書の添付書類)

第5条 業務方法書第7条第2項に規定する補助金交付申請の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 補助対象施設に係る経費明細書（様式細一1）
- 二 決算報告書（過去2期分）
- 三 燃料供給施設導入に係る資金調達計画書（様式細一2）
- 四 製造許可書（高圧ガス保安法第8条関係）の写し又は製造届書（高圧ガス保安法第5条関係）の写し
- 五 燃料供給施設導入工事の見積書
- 六 燃料供給施設全体の平面図
- 七 燃料供給施設導入補助金交付申請者概要表（様式細一3）
- 八 燃料供給施設利用計画書（様式細一4）
- 九 燃料供給施設導入場所の周辺地図

(申請の受理通知)

- 第6条 業務方法書第7条第1項に規定する様式第1による補助金交付申請書については、書類審査等により確認後、申請者に対して様式細—5により受理票を通知する。
- 2 前項の受理通知は、補助金交付の審査対象の資格が得られたものについて通知する。
 - 3 業務方法書第10条の規定に係らず申請者は、第1項の受理票を受けた日から工事を着工することができる。ただし、交付決定通知を受けるまでは申請者の自己責任で事業を進めることとし、その旨受理票に明示する。

(審査委員会の運営等)

- 第7条 業務方法書第9条第1項及び第2項に規定する審査委員会の設置に係る事項は、LPガス自動車用燃料供給施設導入促進対策事業審査委員会（以下「審査委員会に関する達」という。）によるものとする。

(交付の決定等)

- 第8条 協会は、業務方法書第7条第1項に規定する申請に際して、審査委員会において審査委員会に関する達に定める審査要領により諾否を行うものとする。
- 2 前項における交付の決定は予算の範囲内で行う。
 - 3 予算の範囲を超えて申請があったときは按分して交付額を決定することがある。

(計画変更等承認)

- 第9条 業務方法書第14条第1項に規定する補助事業計画変更等承認申請書の提出期限は、別に定めるものとする。

(軽微な変更等)

- 第10条 業務方法書第14条ただし書の軽微な変更とは、次の各号のこととする。
- (1) 会社の吸収・合併、役員改選や単なる社名の変更の場合における申請者の名称、代表者名、所在地等及び使用の本拠の位置
 - (2) 交付申請書の工事着工日が予定日から30日を超える場合
 - (3) その他、協会が軽微な変更と認めるもの

(状況報告の申請期限)

- 第11条 業務方法書第15条第1項に規定する協会が定める期日とは、交付決定された日の属する会計年度の2月末日までとする。

(補助事業の完了)

- 第12条 業務方法書第16条に規定する補助事業が完了したときとは、交付決定した燃料供給施設の導入が終了し、その支払いが完了したときとする。

(実績報告書の添付書類)

- 第13条 業務方法書第16条第1項に規定する書類については、次の各号に掲げるものとする。
- 一 補助対象設備に係る経費明細書
 - 二 領収書の写し（他の支払代金と一括して支払っている場合、当該支払額の明細が確認できる請求書の写しを添付すること）。ただし、手形の場合は、決済日をもって代金の支払日とし、決済日を証明する写しを添付すること

- 三 完成検査証（消防法又は高圧ガス保安法第 20 条関係）の写し又は届出書（処理能力 30 m³/日未満の製造設備にあつては高圧ガス保安法第 5 条第 2 項に規定する届出書）の写し
- 四 写真（10 枚以上日本工業規格 A4 用紙に貼付したもの）
- 五 その他、協会が必要と認めて請求する書類

（補助金支払請求書の提出期限）

第 14 条 業務方法書第 19 条に規定する補助金支払請求書の提出期限は、補助金の額の確定通知を受理した日から 15 日以内とする。

（補助事業における利益等排除）

第 15 条 業務方法書第 7 条第 1 項の規定による補助金交付申請書において、補助事業に関し、補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、当該補助事業の利益等排除の対象となる。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりとする。

- (1) 補助事業者の自社調達（工事を含む。）の場合、原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、該当調達品の製造原価をいう。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達（工事を含む。）の場合取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達（工事含む。）の場合取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
- (4) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」について補助事業者は、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが該当調達品に対する経費であることを証明すること。また、その根拠となる資料を提出すること。

（取得財産等の処分制限期間）

第 16 条 業務方法書第 22 条第 2 項に規定する処分制限の期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による。

（標識等）

第 17 条 業務方法書第 25 条に規定する標識等は別に定める。

附則

この業務細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。